

「鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託」実施要領書等に関する質問書への回答

2022年6月24日

No.	書類	頁	項目等	質問内容	回答内容
1	実施要領書	2	2 プロポーザル参加に関する条件等 (2)参加資格要件カ	営業所が参加する場合における必要書類は何ですか。	営業所の所在が確認できる書類が必要です。なお、単体企業又は共同企業体の代表企業の場合は、鴻巣市建設工事等競争入札参加資格が併せて必要となります。
2	実施要領書	2	2 プロポーザル参加に関する条件等 (2)参加資格要件	共同企業体で参加する場合は、アは代表企業のみ、イ～キは全ての構成員の要件との解釈でしょうか。	解釈のとおりです。
3	実施要領書	2	2 プロポーザル参加に関する条件等 (2)参加資格要件 ク	給水人口10万人以上などの実績を示す書類は何が必要ですか。	履行実績となる案件の発注者が確認できる書類（契約書の写し、仕様書の写し等）が必要です。
4	実施要領書	7	9 企画提案書の提出 (4)企画提案書の作成要領	ゴシック体であれば任意のフォントでよいですか。	解釈のとおりです。
5	実施要領書	8	10 プレゼンテーションの実施 (4)注意事項	プレゼンテーションに参加できる人数を確認します。	実施要領書のとおり3名以内です。
6	要求水準書	1	第2条(9)	「上限金額」と記載がありますが、これは、39条8項に記載の5年総額220万円を指すのでしょうか。もしくは、1回あたりの限度額1.3百万円の事を指すのでしょうか。もしくは、二つをあわせた概念でしょうかご教示願います。	5年間の総額と1回あたりの両方を示す概念です。
7	要求水準書	3	第11条の2②	水道施設管理技士浄水1級の内容と合致しているが1級所持は要件を満たしているという事でよろしいでしょうか。	解釈のとおりです。
8	要求水準書	4	第11条の6	本業務に配置する有資格者は、業務従事者内で配置するとの考えでしょうか。	解釈のとおりです。
9	要求水準書	5	第11条の6	⑰水道管内カメラ技能講習終了証についてですが、協会のみが講習を受講できるものとなっています。管内カメラ調査の業務実績や水道施設管理技士（管路）で代替えとすることが出来ますでしょうか。	管内カメラ調査の履行実績を示すことで代替は可能です。なお、水道施設管理技士（管路）での代替は不可とします。
10	要求水準書	9,11	第30条の4① 第35条の5	引継書、維持管理マニュアルの承認基準を教えてください。	鴻巣市が承認する内容とします。
11	要求水準書	12	第36条（ア）	施設（浄水場等）の運転監視制御に記載されている遠方操作は、各浄水場内で遠方操作が出来るのでしょうか。	現状の遠方操作機能を有する施設設備は、遠方操作ができる状況です。
12	要求水準書	15	第37条の3②	維持管理マニュアルは、受注者が業務開始前に作成し、発注者の承認を得たのでしょうか。	解釈のとおりです。

「鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託」実施要領書等に関する質問書への回答

2022年6月24日

No.	書類	頁	項目等	質問内容	回答内容
13	要求水準書	16	第38条の9	洗浄対象となる管の箇所、延長及び洗浄方法とカメラ調査及び流方向調査の箇所数に指定はありますか。	管洗浄に関する内容は、受注者の提案に基づき、発注者との協議で決定しますので指定はありません。
14	要求水準書	16	別紙2 2(配水管洗浄作業・不 断水カメラ調査)	5年間で鴻巣市内のΦ200未満すべての配水管を洗浄するのでしょうか。	5年間で市内の対象となる配水管(令和2年度末統計数値477,146m)を1回以上洗浄する業務です。
15	要求水準書	17,20	第39条の8 第45条の5	小規模修繕、調達消耗品の費用は、受注者の見積額でしょうか。	解釈のとおり、見積額で構いません。ただし、発注者の精査後の費用決定となります。
16	要求水準書	19	第44条	消耗品とは何を指しますか。	要求水準書別紙9に記載する消耗品です。なお、調達実績と同等級以上の納品とします。
17	要求水準書	20	第45条の5	消耗品は施設保守点検や簡易修繕でも使用してよいですか。	要求水準書記載の範囲内は、使用可能です。
18	要求水準書	別紙	別紙2 2(水源 井内水中TVカメラ調査)	井戸の調査箇所を教えてください。	井戸の調査箇所は受注者の提案に基づき、発注者との協議で決定します。
19	提案評価基準書	3	第2章 2 企画提案審査(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	「鴻巣市は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。」とありますが、ヒアリング時の対応内容も勘案する際の評価基準があればご教示ください。	提案書のみでは確認しきれない部分について、プレゼンテーション内容を含めた評価を行います。
20	契約書(案)	6	第20条 施設改良等	DI/DO信号(状態、操作)を含んで宜しいでしょうか。	本業務に有用であれば、信号追加の改良を提案していただいて構いません。
21	契約書(案)	7	第23条の4	災害時の対応は、原則として要求水準に基づく危機管理マニュアルの範囲内とし、範囲外は協議によることよろしいでしょうか。	解釈のとおりです。
22	契約書(案)	7	第23条の4	従業員が二次災害に巻き込まれるような人命に影響を受けるような業務は受けかねますが、どのような事象を想定されているのでしょうか。	従事者の安全を確保したうえで、予測可能である台風や大雨、雷、大雪等を想定しております。その他の事象の対応については発注者と受注者の協議により決定します。
23	契約書(案)	8	第25条 業務のモニタリング	発注者が実施するモニタリングの頻度や方法を教えてください。	モニタリングの頻度などは契約締結後、発注者と受注者の協議で決定します。
24	契約書(案)	8	第25条 業務のモニタリング(履行監視及び評価)	要求水準に数値基準が定められていないものについての評価基準をご教示ください。	モニタリングの評価基準などは契約締結後、発注者と受注者の協議で決定します。
25	契約書(案)	9	第29条	「委託料の額が著しく不相当となったとき」というのは、どの程度の割合でしょうか。	現段階で基準はありません。状況により発注者と受注者の協議で決定します。